

岐阜県中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会設置要綱

(設置)

第1条 令和8年度からの中学校部活動の休日だけではなく平日も含めた地域展開について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、中学校部活動やスポーツ・文化芸術に係る地域クラブ活動の関係団体を始めとした各分野における有識者から意見を聴くことを目的とする岐阜県中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 検討会においては、中学校部活動の地域クラブ活動への地域展開について意見を聴取する。

(組織)

第3条 検討会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、第1条に規定する分野における有識者等のうちから教育長が選任する。
- 3 検討会に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 検討会は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 検討会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、岐阜県教育委員会体育健康課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営上必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。